

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第187号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第30条中「第10条第3項」を「第10条第5項」に改める。

第35条中「保健福祉局長」を「保健福祉局保健医療・介護担当局長」に改める。

「  
第17号様式1中 

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | 現 | 繰 |
|--|---|---|

 を 

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | 現 | 繰 |
| 様 |   |   |

  
」

「  
に、 

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | 現 | 繰 |
| 納 |   |   |

 を 

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | 現 | 繰 |
| 様 |   |   |

  
に、  
」

「  
原符 

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | 現 | 繰 |
| 納 |   |   |

 を 

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | 現 | 繰 |
| 様 |   |   |

 に改め、「上記の金  
」

額を納付します。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)